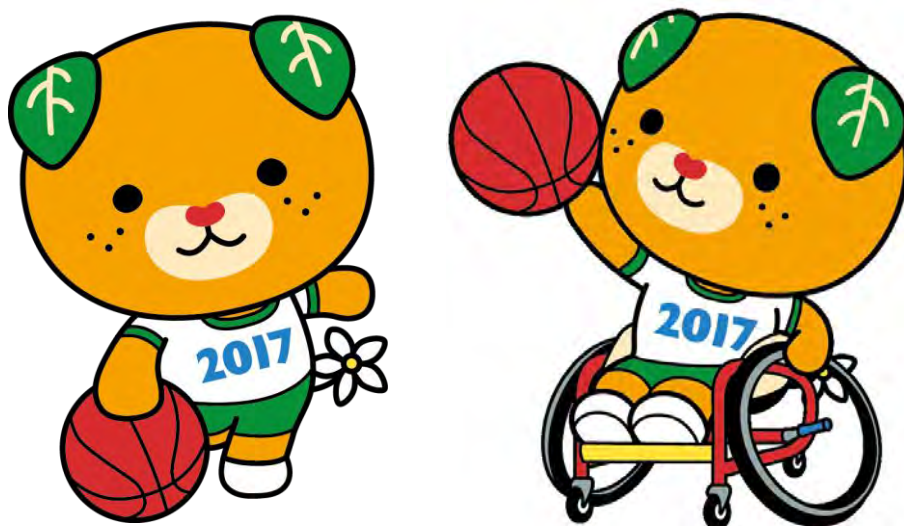


平成30年度

# 定時総会



開催日時：平成30年6月30日（土）18時～  
開催場所：ウェルピア伊予 銀河の間

一般社団法人愛媛県バスケットボール協会



# 次 第

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 議事

決議事項 ①平成29年度事業報告について

②平成29年度収支決算について

監査報告

③平成30・31年度組織体制について

報告事項 ①平成30年度事業計画について

②平成30年度収支予算について

③各種規程の改正について

その他

## 4 閉会

年	開始			完了			事業	会場	所管・カテゴリー
	月	日	曜日	月	日	曜日			
29	5	7	日				愛媛県総合バスケットボール選手権大会	伊予市民体育館ほか	社会人
	5	13	土				第1回常務理事会	今治市営中央体育館	協会(総務委員会)
	5	17	水				愛媛県日本公認審判伝達講習会	東温市中央公民館	協会(審判委員会)
	5	27	土	5	28	日	第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)リハーサル大会兼第17回全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会 車椅子バスケットボール競技・バスケットボール競技	今治市営中央体育館 大洲市総合体育館	協会及び実行委員会
	6	7	水				第2回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	6	12	月				第1回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	7	22	土	7	23	日	四国ミニバスケットボール大会愛媛県予選	宇和島市総合体育館	ミニバス
	7	23	日				平成29年度定時総会	ウェルピア伊予	協会(総務委員会)
	8	5	土				第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)車椅子バスケットボール競技・バスケットボール競技組合せ抽選会	愛媛県庁	協会及び実行委員会
	9	11	月				第72回国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)バスケットボール競技組合せ抽選会	(公財)日本バスケットボール協会会議室	協会及び実行委員会
	9	18	月	2	11	日	JBA 公認(D級・E-1級・E-2級)コーチ(新規)養成講習会	松山市青少年センターほか	協会(強化委員会)
	10	1	日	10	5	木	第72回国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)バスケットボール競技	今治市営中央体育館 今治市営緑の広場公園運動場総合体育館 今治市営大西体育館 ツインドーム重信 鬼北総合公園体育館	協会及び実行委員会
	10	21	土	11	5	日	全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会愛媛県大会	松山市総合コミュニティセンター他	高校
	10	28	土	10	29	日	第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)車椅子バスケットボール競技・バスケットボール競技	今治市営中央体育館 大洲市総合体育館	協会及び実行委員会
	11	3	金	11	5	日	第4回愛媛県バスケットボールカーニバル	今治市営中央体育館	協会(競技委員会)
	11	11	土	11	12	日	愛媛県スポーツレクリエーション祭2017ミニバスケットボール大会	ツインドーム重信他	ミニバス
	11	14	火				第3回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	11	25	土	11	26	日	第93回天皇杯第84回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 第3次ラウンド	今治市営中央体育館	協会(競技委員会)
	12	3	日	12	10	日	愛媛県クラブバスケットボール選手権大会	北条スポーツセンター他	クラブ連
12	6	水				第2回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)	
30	1	6	土	1	7	日	愛媛県中学校バスケットボール選抜大会	重信ツインドーム等	中学校
	1	13	土				平成30年新年会	国際ホテル松山	協会(総務委員会)
	1	20	土	1	21	日	全国ミニバスケットボール大会愛媛県予選	今治市営中央体育館	ミニバス
	3	7	水				第4回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	3	15	木				第3回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)

※協会主催事業及び「えひめ国体」「えひめ大会」関係事業のみ掲載

正味財産増減計算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

法人名:一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

(単位:円)

科 目	実 施 事 業 等 会 計						法人会計	合 計
	競技委員会	審判委員会	普及・強化委員会	広報委員会	国体委員会	小計		
I 一般正味財産増減の部								
經常増減の部								
經常収益								
受取入会金								
受取入会金								
受取会費								
正会員受取会費								
事業収益	3,617,500	103,000	514,540			4,235,040	4,235,040	
受取大会参加料	2,060,000					2,060,000	2,060,000	
受取受講料		103,000	514,540			617,540	617,540	
受取協賛金	10,000					10,000	10,000	
受取大会運営収益	1,547,500					1,547,500	1,547,500	
受取補助金等	2,464,330	300,000	410,000		1,422,594	4,596,924	4,686,000	
受取助成金	2,464,330	300,000	410,000		1,422,594	4,596,924	4,686,000	
受取負担金							12,933,192	12,933,192
受取登録料							12,933,192	12,933,192
受取寄付金							30,000	30,000
受取寄付金							30,000	30,000
雑収益							1,550,048	1,550,048
經常収益計	6,081,830	403,000	924,540		1,422,594	8,831,964	19,199,240	28,031,204
經常費用								
事業費	6,163,036	1,146,056	6,978,555	178,342	2,185,910	16,651,899		16,651,899
給料手当								
法定福利								
福利厚生								
会議費	23,172	52,130	10,727			86,029	86,029	
旅費	169,310	650,686	2,769,567		2,075,242	5,664,805	5,664,805	
通信費	84,215	4,845				89,060	89,060	
広報宣伝費								
情報処理関係費				5,142		5,142	5,142	
登録システム運営費								
減価償却費								
備品消耗品費	24,866			157,000		181,866	181,866	
消耗品費	65,771		551,994	16,200	27,560	661,525	661,525	
修繕費								
印刷製本費	125,600					125,600	125,600	
賃借料								
会場設営・運営費	5,264,102		1,357,600		43,920	6,665,622	6,665,622	
指導者養成事業費			243,130			243,130	243,130	
強化委員会事業費			281,338			281,338	281,338	
ユニス育成事業費			1,472,239			1,472,239	1,472,239	
保険料	201,530		62,400			263,930	263,930	
諸租税	70,000		36,000			106,000	106,000	
支払手数料	128,854		90,000			218,854	218,854	
支払手数料	5,616		7,560		1,188	14,364	14,364	
講習費		423,071				423,071	423,071	
雑費		15,324	96,000		38,000	149,324	149,324	
管理費							7,563,113	7,563,113
給料手当							1,164,200	1,164,200
法定福利								
福利厚生								
会議費							380,881	380,881
旅費							353,120	353,120
通信費							869,779	869,779
情報処理関係費							22,572	22,572
登録システム運営費								
減価償却費							99,800	99,800
備品消耗品費							20,141	20,141
消耗品費							538,815	538,815
修繕費								
印刷製本費							439,760	439,760
光熱水料							132,637	132,637
賃借料							1,046,400	1,046,400
保険料							4,980	4,980
諸租税							1,258,000	1,258,000
支払手数料							41,560	41,560
支払手数料							933,880	933,880
雑費							249,588	249,588
經常費用計	6,163,036	1,146,056	6,978,555	178,342	2,185,910	16,651,899	7,563,113	24,215,012
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 81,206	△ 743,056	△ 6,054,015	△ 178,342	△ 763,316	△ 7,819,935	11,636,127	3,816,192
評価損益等計								
当期經常増減額	△ 81,206	△ 743,056	△ 6,054,015	△ 178,342	△ 763,316	△ 7,819,935	11,636,127	3,816,192

経常外増減の部									
経常外収益									
経常外収益計									
経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額	81,206	743,056	6,054,015	178,342	763,316	7,819,935	△ 7,819,935		
当期一般正味財産増減額							3,816,192	3,816,192	
一般正味財産期首残高							1,736,563	1,736,563	
一般正味財産期末残高							5,552,755	5,552,755	
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高							5,552,755	5,552,755	

## 正味財産増減計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益	4,235,040	3,546,117	688,923
受取大会参加料	2,060,000	2,828,930	△768,930
受取受講料	617,540	717,187	△99,647
受取協賛金	10,000		10,000
受取大会運営収益	1,547,500		1,547,500
受取補助金等	9,282,924	5,122,000	4,160,924
受取助成金	9,282,924	5,122,000	4,160,924
受取負担金	12,933,192	12,682,100	251,092
受取登録料	12,933,192	12,682,100	251,092
受取寄付金	30,000	1,000,000	△970,000
受取寄付金	30,000	1,000,000	△970,000
雑収益	1,550,048	41	1,550,007
雑収益益計	1,550,048	41	1,550,007
經常費用	28,031,204	22,350,258	5,680,946
事業費	16,651,899	16,353,683	298,216
会議費	86,029	50,000	36,029
旅費交通費	5,664,805	6,621,662	△956,857
通信運搬費	89,060	4,212	84,848
情報処理関係費	5,142	151,200	△146,058
備品消耗品費	181,866	768,000	△586,134
消耗品費	661,525		661,525
印刷製本費	125,600		125,600
会場設営・運営費	6,665,622	5,693,607	972,015
指導者養成事業費	243,130		243,130
強化委員会事業費	281,338		281,338
ユース育成事業費	1,472,239		1,472,239
保険料	263,930		263,930
諸謝金	106,000		106,000
支払負担金	218,854		218,854
支払手数料	14,364		14,364
講習会費	423,071	1,009,072	△586,001
雑費	149,324	2,055,930	△1,906,606
管理費	7,563,113	7,381,677	181,436
給料手当	1,164,200	877,210	286,990
会議費	380,881	526,989	△146,108
旅費交通費	353,120	520,960	△167,840
通信運搬費	869,779	110,772	759,007
情報処理関係費	22,572	501,342	△478,770
減価償却費	99,800	28,000	71,800
備品消耗品費	20,141	166,387	△146,246
消耗品費	538,815	232,260	306,555
印刷製本費	439,760	89,640	350,120
光熱水料	132,637	102,821	29,816
賃借料	1,046,400	924,019	122,381
保険料	4,980		4,980
諸謝金	1,258,000	884,000	374,000
租税公課	41,560		41,560
支払負担金	933,880	1,048,850	△114,970
支払手数料	249,588	42,592	206,996
雑費	7,000	1,325,835	△1,318,835

## 正味財産増減計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経 常 費 用 計	24,215,012	23,735,360	479,652
評価損益等調整前当期経常増減額	3,816,192	Δ1,385,102	5,201,294
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,816,192	Δ1,385,102	5,201,294
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,816,192	Δ1,385,102	5,201,294
一般正味財産期首残高	1,736,563	3,121,665	Δ1,385,102
一般正味財産期末残高	5,552,755	1,736,563	3,816,192
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,552,755	1,736,563	3,816,192

## 貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日現在

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金預金	2,930,452	833,862	2,096,590
普通預金	2,930,452	833,862	2,096,590
未収金	1,977,142	702,883	1,274,259
流動資産合計	4,907,594	1,536,745	3,370,849
<b>固定資産</b>			
<b>その他固定資産</b>			
什器備品	55,200	92,000	△36,800
ソフトウェア	477,000		477,000
敷金	426,000	426,000	
他会計貸付金	1,690,915		1,690,915
その他固定資産合計	2,649,115	518,000	2,131,115
固定資産合計	2,649,115	518,000	2,131,115
<b>資産合計</b>	7,556,709	2,054,745	5,501,964
<b>II 負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
未払金	312,369	318,182	△5,813
預り金	670		670
流動負債合計	313,039	318,182	△5,143
<b>固定負債</b>			
他会計借入金	1,690,915		1,690,915
固定負債合計	1,690,915	0	1,690,915
<b>負債合計</b>	2,003,954	318,182	1,685,772
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>一般正味財産</b>	5,552,755	1,736,563	3,816,192
<b>正味財産合計</b>	5,552,755	1,736,563	3,816,192
<b>負債及び正味財産合計</b>	7,556,709	2,054,745	5,501,964



## 財 産 目 録

平成 30 年 3 月 31 日現在

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	伊予銀行松山市役所	事業運営資金	2,930,452
未収金		国体費用	1,676,864
		スカウティング旅費	144,198
		指導者テキスト代	80,000
		ミニバス運営費	76,080
流動資産合計			4,907,594
(固定資産)			
その他固定資産			
什器備品	協会旗		55,200
ソフトウェア	公益法人会計ソフト		477,000
敷金	㈱三福	事務局賃借に伴う敷金	426,000
固定資産合計			958,200
資産合計			5,865,794
(流動負債)			
未払金		強化旅費	161,880
		国体費用	119,690
		プリンターインク代	16,200
		インターネット使用料	5,142
		その他諸経費	9,457
預り金		源泉所得税	670
流動負債合計			313,039
負債合計			313,039
正味財産			5,552,755

## 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当なし

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	120,000	64,800	55,200
ソフトウェア	540,000	63,000	477,000
合 計	660,000	127,800	532,200

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
組織基盤強化費	日本バスケットボール協会	0	3,000,000	3,000,000	0	—
3次ラウンド運営費補助金	日本バスケットボール協会	0	2,000,000	2,000,000	0	—
全日本総合運営費	日本バスケットボール協会	0	464,330	464,330	0	—
JBS補助金	日本バスケットボール協会	0	410,000	410,000	0	—
審判育成・普及事業交付金	日本バスケットボール協会	0	300,000	300,000	0	—
えひめ国体用補助金	愛媛県体育協会	0	1,422,594	1,422,594	0	—
BリーグGM業務補助金	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボール・リーグ	0	930,000	930,000	0	—
BリーグTO業務補助金	(株)エヒメスポーツエンターテイメント	0	756,000	756,000	0	—
合 計		0	9,282,924	9,282,924	0	

## 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし

2. 引当金の明細

該当なし

## 平成29年度 会計監査報告書

於：一般社団法人愛媛県バスケットボール協会 事務局  
松山市松末1丁目3-38ロジューマンGH

平成29年度一般社団法人愛媛県バスケットボール協会の会計監査にあたり、収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

平成 20 年 6 月 6 日

監事 伊丹昌人 

平成30・31年度 (一社)愛媛県バスケットボール協会 役員一覧

任期は平成32年度第1回理事会まで

協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
会長	徳永 繁樹	—	
副会長	瀬良 邦彦	U18	
副会長	齊藤 昭二	U15	
副会長	泉野 武憲	市町協会	新任
専務理事 競技会委員長	栗林 幸弘	社会人	
副専務理事 ユース育成委員長	川野 光正	U18	

協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考	協会 役職 専門委員会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
常務理事 総務委員長(事務局次長)	小笠原 幸男	U12		常務理事 指導者養成委員長	水崎 一良	U18	
常務理事 規律委員長(事務局次長)	大森 泰	社会人		常務理事 強化委員長	渡部 勇二	U15	新任
常務理事 審判委員長	薦田 侑二郎	審判	新任	常務理事 障がい者スポーツ委員長	若宮 浩	社会人	

協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考	協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
理事	小野 泰史	社会人	新任	理事	中屋 正貴	U15	
理事	三浦 健二	社会人	新任	理事	若宮 慎	U15	新任
理事	和田 健二	社会人	新任	理事	篠原 哲郎	U12	
理事	山本 直美	社会人		理事	三好 尚史	U12	
理事	宮本 敏一	大学		理事	大尾 浩二	審判	新任
理事	伊豫田 孝幸	U18		理事	池田 隼人	審判	新任
理事	岩井 仁志	U18		理事	馬越 啓之	市町協会	新任
				理事	三瀬 修平	市町協会	新任

協会 役職	氏名	所属カテゴリー	備考
監事	川口 裕一	U15	新任
監事	橋本 剛	市町協会	新任

年	開始			完了			事業	会場	所管・カテゴリー
	月	日	曜日	月	日	曜日			
30	5	3	日	2	15	日	県及び地域リーグ戦	県下各地	U15
	5	6	日				〇40県予選	菊間緑の公園体育館	社会人連盟
	5	12	土	5	13	日	今治カーニバル	今治市営中央体育館他	社会人連盟
	5	12	土	9	9	日	県及び地域リーグ戦	県下各地	U12
	5	13	日	7	22	日	第94回天皇杯第85回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 愛媛県予選	北条スポーツセンター他	協会(競技会委員会)
	5	16	水				愛媛県審判伝達講習会	東温市中央公民館	協会(審判委員会)
	5	17	木				第1回常務理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	5	20	日				レディース県予選	吉田体育館	社会人連盟
	5	29	火				第1回理事会	東温市中央公民館	協会(総務委員会)
	6	30	土				定時総会	ウエルピア伊予	協会(総務委員会)
	6	30	土	7	1	日	〇40/〇50四国予選大会	菊間緑の公園体育館	社会人連盟
	7	20	金	9	30	日	地域リーグ戦	県下各地	U18
	9	1	土	9	2	日	みきゃん杯車椅子バスケットボール大会	サン・アビリティーズ今治	協会(障がい者スポーツ委員会)
	9	2	日	10	21	日	社会人選手権大会県予選	北条スポーツセンター他	社会人連盟
	10	27	土	11	10	土	全国高等学校バスケットボール選手権大会県予選	松山市総合コミュニティセンター体育館他	U18
	10	27	土	10	28	日	第20回 Wリーグ 東温大会	ツインドーム重信	実行委員会
	11	3	土	11	4	日	第5回愛媛県バスケットボールカーニバル	松山市総合コミュニティセンター体育館	協会及び実行委員会
	11	10	日	12	16	日	全国ミニバスケットボール大会・四国ミニバス大会愛媛県予選	県下各地	U12
	11	17	土				第20回 Wリーグ 今治大会	今治市営中央体育館	実行委員会
	12	1	土	12	2	日	第94回天皇杯第85回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 第2次ラウンド	愛媛県砥部総合運動公園	協会及び実行委員会
12	14	金	12	17	月	3地区学生選手権大会	愛媛県武道館他	協会及び四国学連(学生実行委員会)	
			未定			JBA 公認(D級・E-1級・E-2級)コーチ(新規)養成講習会	未定	協会(指導者養成委員会)	
			未定			常務理事会	未定	協会(総務委員会)	
			未定			理事会	未定	協会(総務委員会)	
31	1	12	土	1	13	日	愛媛県中学校バスケットボール選抜大会	未定	U15
	1	13	日				平成31年新年会	未定	協会(総務委員会)
	2	9	土	2	10	日	四国高校新人大会	愛媛県砥部総合運動公園他	U18
	2	9	土				四国バスケットボール協会理事会	未定	四国協会(愛媛県協会主管)
	2	10	日				四国バスケットボール協会理事会・専門委員長会議	未定	四国協会(愛媛県協会主管)
	2	16	土	2	17	日	松山カップ	未定	U15
	2	23	土	2	24	日	四国ミニバス大会	愛媛県砥部総合運動公園	U12
				未定			JBA 公認(D級・E-1級・E-2級)コーチ(新規)養成講習会	未定	協会(指導者養成委員会)
				未定			常務理事会		協会(総務委員会)
				未定			理事会		協会(総務委員会)

※協会主催事業及び四国ブロック、全国大会関係事業のみ掲載



情報処理関係費							200,000	200,000	
登録システム運営費									
減価償却費							130,080	130,080	
備品消耗品費							400,000	400,000	
消耗品費							100,000	100,000	
修繕費									
印刷製本費							150,000	150,000	
燃料費									
光熱水料費							100,000	100,000	
賃借料							1,100,000	1,100,000	
保険料									
諸謝金							1,200,000	1,200,000	
租税公課									
支払負担金							1,000,000	1,000,000	
支払手数料							390,000	390,000	
支払寄付金									
雑費							400,000	400,000	
予備費用							95,920	95,920	
経常費用計	60,000	9,858,000	1,330,000	2,560,000	13,804,000	390,000	480,000	8,066,000	36,548,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 60,000	△ 5,869,000	△ 1,030,000	△ 2,560,000	△ 7,091,000	210,000	△ 480,000	16,880,000	
評価損益等計									
当期経常増減額	△ 60,000	△ 5,869,000	△ 1,030,000	△ 2,560,000	△ 7,091,000	210,000	△ 480,000	16,880,000	
経常外増減の部									
経常外収益									
経常外収益計									
経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額	60,000	5,919,000	1,030,000	1,460,000	8,141,000	△ 210,000	580,000	△ 16,980,000	
当期一般正味財産増減額		50,000		△ 1,100,000	1,050,000		100,000	△ 100,000	
一般正味財産期首残高								5,552,755	5,552,755
一般正味財産期末残高		50,000		△ 1,100,000	1,050,000		100,000	5,452,755	5,552,755
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高		50,000		△ 1,100,000	1,050,000		100,000	5,452,755	5,552,755

# 平成30年度正味財産増減予算書

平成30年度正味財産増減予算書内訳表

法人名：一般社団法人 愛媛県バスケットボール協会

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益			
受取入会金			
受 取 入 会 金			
受取会費			
正 会 員 受 取 会 費			
事業収益	11,602,000	3,150,000	8,452,000
受 取 大 会 参 加 料	10,702,000	2,450,000	8,252,000
受 取 受 講 料	900,000	700,000	200,000
受 取 協 賛 金			
受 取 大 会 運 営 収 益			
受取補助金等	15,100,000	5,182,000	9,918,000
受 取 助 成 金	15,100,000	5,182,000	9,918,000
受取負担金	7,345,000	12,855,000	△ 5,510,000
受 取 登 録 料	7,345,000	12,855,000	△ 5,510,000
受取寄付金	1,000,000	500,000	500,000
受 取 寄 付 金	1,000,000	500,000	500,000
雑収益	1,501,000	500,437	1,000,563
雑 収 益	1,501,000	500,437	1,000,563
経 常 収 益 計	36,548,000	22,187,437	14,360,563
経常費用			
事業費	28,482,000	13,793,330	14,688,670
給 料 手 当			
退 職 給 付 費			
法 定 福 利 生 費			
福 利 厚 生 費	380,000	268,770	111,230
旅 費 交 通 費	1,370,000	1,200,000	170,000
通 信 運 搬 費	110,000	165,000	△ 55,000
広 告 宣 伝 費			
情 報 処 理 関 係 費		475,000	△ 475,000
登 録 シ ス テ ム 運 営 費			
減 価 償 却 費			
備 品 消 耗 品 費	80,000	200,000	△ 120,000
消 耗 品 費			
修 繕 費			
印 刷 製 本 費			
燃 料 水 料 費			
光 熱 借 料 費			
賃 借 料 費			
会 場 設 営 ・ 運 営 費	14,094,000	3,600,000	10,494,000
指 導 者 養 成 事 業 費	300,000		300,000
強 化 委 員 会 事 業 費	2,000,000	1,407,100	592,900
ユ ー ス 育 成 事 業 費	9,248,000	4,897,460	4,350,540
U 部 会 事 業 費			
保 険 謝 料 金	160,000	100,000	60,000
租 税 公 課 金	120,000		120,000
支 払 負 担 金	190,000		190,000
支 払 手 数 料			
支 払 助 成 金			
支 払 寄 付 金			
委 託 費			
講 習 会 費	350,000	1,270,000	△ 920,000
雑 費	80,000	210,000	△ 130,000
管理費	8,066,000	9,612,670	△ 1,546,670
役 員 報 酬	1,400,000	1,400,000	
給 料 手 当 費			
退 職 給 付 費			
法 定 福 利 生 費			
福 利 厚 生 費	400,000	700,000	△ 300,000
旅 費 交 通 費	400,000	700,000	△ 300,000
通 信 運 搬 費	600,000	150,000	450,000



情報処理関係費	200,000	300,000	△ 100,000
登録システム運営費			
減価償却費	130,080		130,080
備品消耗品費	400,000	600,000	△ 200,000
消耗品費	100,000	100,000	
修繕製本費			
印刷製本費	150,000	150,000	
燃料水料費	100,000	100,000	
光熱水借料	1,100,000	1,500,000	△ 400,000
賃借料			
保険謝金	1,200,000	1,200,000	
諸租税公課			
支払負担金	1,000,000	1,100,000	△ 100,000
支払手数料	390,000	50,000	340,000
支払寄付金			
雑費	400,000	800,000	△ 400,000
予備費用	95,920	762,670	△ 666,750
経常費用計	36,548,000	23,406,000	13,142,000
評価損益等調整前当期経常増減額		△ 1,218,563	1,218,563
評価損益等計			
当期経常増減額		△ 1,218,563	1,218,563
経常外増減の部			
経常外収益			
経常外収益計			
経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額		△ 1,218,563	1,218,563
一般正味財産期首残高	5,552,755	1,736,563	3,816,192
一般正味財産期末残高	5,552,755	518,000	5,034,755
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	5,552,755	518,000	5,034,755

(一社) 愛媛県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																																																																																																																																						
<p>(加盟団体)</p> <p>第4条 本協会は、愛媛県内に組織されたバスケットボール連盟、地区バスケットボール協会及び公益財団法人愛媛県スポーツ協会傘下の市町体育協会が認めた市町バスケットボール協会で、本章の定めるところにより加盟したものを加盟団体として相互連携を図る。</p> <p><u>2 加盟団体は、毎年度、事業報告及び事業計画並びに収支決算及び収支予算を本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>(加盟登録)</p> <p>第8条 本協会に加盟しようとするチームは、原則<u>5月</u>末日までに、公益財団法人日本バスケットボール協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録手続きを行わなければならない。</p> <p>(年会費)</p> <p>第9条 本協会のチーム加盟料及びそのチームに所属する競技者の登録料は次のとおりとする。</p> <p>〈チーム加盟料〉 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>日本協会</th> <th>本協会</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>U 1 8</td> <td>8,000</td> <td>4,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>U 1 5</td> <td>5,000</td> <td>2,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>U 1 2</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈競技者登録料〉 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>日本協会</th> <th>本協会</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>U 1 8</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>U 1 5</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>U 1 2 (10歳~12歳)</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>U 1 2 (9歳以下)</td> <td>0</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	日本協会	本協会	合 計	一 般	20,000	10,000	30,000	U 1 8	8,000	4,000	12,000	U 1 5	5,000	2,500	7,500	U 1 2	2,000	1,000	3,000	種 別	日本協会	本協会	合 計	一 般	2,000	1,000	3,000	U 1 8	1,000	500	1,500	U 1 5	1,000	500	1,500	U 1 2 (10歳~12歳)	800	400	1,200	U 1 2 (9歳以下)	0	400	400	<p>(加盟団体)</p> <p>第4条 本協会は、愛媛県内に組織されたバスケットボール連盟、地区バスケットボール協会および公益財団法人愛媛県体育協会傘下の市町体育協会が認めた市町バスケットボール協会が認めた市町バスケットボール協会で、本章の定めるところにより加盟したものを加盟団体として相互連携を図る。</p> <p>(加盟登録)</p> <p>第8条 本協会に加盟しようとするチームは、原則<u>4月</u>末日までに、公益財団法人日本バスケットボール協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録手続きを行わなければならない。</p> <p>(年会費)</p> <p>第9条 本協会のチーム加盟料及びそのチームに所属する競技者の登録料は次のとおりとする。</p> <p>〈チーム加盟料〉 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>日本協会</th> <th>全国連盟</th> <th>本協会</th> <th>四国連盟</th> <th>県連盟</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実業団</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>10,000</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>クラブ</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>教 員</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td>10,000</td> <td>25,000</td> <td>15,000</td> <td>10,000</td> <td></td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>高 専</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>11,000</td> <td></td> <td></td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>中 学</td> <td>2,500</td> <td></td> <td>11,000</td> <td></td> <td></td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>ミ ニ</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> <td></td> <td></td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>家庭婦人</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>15,000</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>10,000</td> <td></td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈競技者登録料〉 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>日本協会</th> <th>全国連盟</th> <th>本協会</th> <th>四国連盟</th> <th>県連盟</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実業団</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>クラブ</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>教 員</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>高 専</td> <td>500</td> <td></td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>500</td> <td></td> <td>800</td> <td></td> <td></td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>中 学</td> <td>500</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ミ ニ</td> <td>400</td> <td></td> <td>300</td> <td></td> <td></td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>家庭婦人</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合 計	実業団	10,000	15,000	15,000	10,000		50,000	クラブ	10,000	5,000	15,000			30,000	教 員	10,000	15,000	15,000			40,000	大 学	10,000	25,000	15,000	10,000		60,000	高 専	4,000		15,000			19,000	高 校	4,000		11,000			15,000	中 学	2,500		11,000			13,500	ミ ニ	1,000	2,000	11,000			14,000	家庭婦人	10,000	5,000	15,000	3,000		33,000	一 般	10,000		15,000			25,000	種 別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合 計	実業団	1,000		2,000			3,000	クラブ	1,000		2,000			3,000	教 員	1,000	1,000	2,000			4,000	大 学	1,000		1,500	500		3,000	高 専	500		1,500			2,000	高 校	500		800			1,300	中 学	500		500			1,000	ミ ニ	400		300			700	家庭婦人	1,000		2,000			3,000	一 般	1,000		2,000			3,000
種 別	日本協会	本協会	合 計																																																																																																																																																																																																				
一 般	20,000	10,000	30,000																																																																																																																																																																																																				
U 1 8	8,000	4,000	12,000																																																																																																																																																																																																				
U 1 5	5,000	2,500	7,500																																																																																																																																																																																																				
U 1 2	2,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																				
種 別	日本協会	本協会	合 計																																																																																																																																																																																																				
一 般	2,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																				
U 1 8	1,000	500	1,500																																																																																																																																																																																																				
U 1 5	1,000	500	1,500																																																																																																																																																																																																				
U 1 2 (10歳~12歳)	800	400	1,200																																																																																																																																																																																																				
U 1 2 (9歳以下)	0	400	400																																																																																																																																																																																																				
種 別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合 計																																																																																																																																																																																																	
実業団	10,000	15,000	15,000	10,000		50,000																																																																																																																																																																																																	
クラブ	10,000	5,000	15,000			30,000																																																																																																																																																																																																	
教 員	10,000	15,000	15,000			40,000																																																																																																																																																																																																	
大 学	10,000	25,000	15,000	10,000		60,000																																																																																																																																																																																																	
高 専	4,000		15,000			19,000																																																																																																																																																																																																	
高 校	4,000		11,000			15,000																																																																																																																																																																																																	
中 学	2,500		11,000			13,500																																																																																																																																																																																																	
ミ ニ	1,000	2,000	11,000			14,000																																																																																																																																																																																																	
家庭婦人	10,000	5,000	15,000	3,000		33,000																																																																																																																																																																																																	
一 般	10,000		15,000			25,000																																																																																																																																																																																																	
種 別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合 計																																																																																																																																																																																																	
実業団	1,000		2,000			3,000																																																																																																																																																																																																	
クラブ	1,000		2,000			3,000																																																																																																																																																																																																	
教 員	1,000	1,000	2,000			4,000																																																																																																																																																																																																	
大 学	1,000		1,500	500		3,000																																																																																																																																																																																																	
高 専	500		1,500			2,000																																																																																																																																																																																																	
高 校	500		800			1,300																																																																																																																																																																																																	
中 学	500		500			1,000																																																																																																																																																																																																	
ミ ニ	400		300			700																																																																																																																																																																																																	
家庭婦人	1,000		2,000			3,000																																																																																																																																																																																																	
一 般	1,000		2,000			3,000																																																																																																																																																																																																	

2 各市町バスケットボール協会の加盟料は次のとおりとする。

単位：円

種別	日本協会	本協会	合計
各市町	0	10,000	10,000

(設置)

第 15 条 本協会の事業遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) ユース育成委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) 強化委員会
- (8) 障がい者スポーツ委員会

(所管事項)

第 19 条 各専門委員会の所管事項は、会長が別に定める。

2 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事業を実施する。

2 各市町バスケットボール協会の加盟料は次のとおりとする。

単位：円

種別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合計
各市町			10,000			10,000

3 役員の会費は次のとおりとする。

単位：円

種別	日本協会	全国連盟	本協会	四国連盟	県連盟	合計
理事			2,000			2,000

(設置)

第 15 条 本協会の事業遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 強化委員会
- (5) 普及委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 国体委員会
- (8) 障がい者スポーツ委員会

(所管事項)

第 19 条 各専門委員会の所管事項は、別表 1 のとおりとする。

2 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事業を実施する。

# (一社) 愛媛県バスケットボール協会基本規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規程は、一般社団法人愛媛県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第44条の規定に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原理を定めることを目的とする。

(遵守義務)

**第2条** 本協会に加盟登録したすべての団体及びその役員、監督、コーチ、審判員、その他関係者並びに登録競技者は、本規程及びこれに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

## 第2章 会員

(正会員)

**第3条** この法人に、次の正会員を置く。

- (1) 個人 加盟団体から推薦された個人
- (2) 団体 加盟チームの責任者

(加盟団体)

**第4条** 本協会は、愛媛県内に組織されたバスケットボール連盟、地区バスケットボール協会及び公益財団法人愛媛県スポーツ協会傘下の市町体育協会が認めた市町バスケットボール協会で、本章の定めるところにより加盟したものを加盟団体として相互連携を図る。

2 加盟団体は、毎年度、事業報告及び事業計画並びに収支決算及び収支予算を本協会に報告しなければならない。

(加盟チーム)

**第5条** 加盟チームとは、公益財団法人日本バスケットボール協会の制定したバスケットボール競技規則に基づきバスケットボールを行うチームであり、本章が定めるところにより本協会に加盟登録したものをいう。

(加盟種別)

**第6条** 加盟チームの種別は、公益財団法人日本バスケットボール協会基本規程第70条に準ずる。

(加盟資格)

**第7条** 本協会に加盟しようとするチームは、愛媛県内にその本拠（責任者の住所・活動場所等）を有するものでなければならない。

(加盟登録)

**第8条** 本協会に加盟しようとするチームは、原則5月末日までに、公益財団法人日本バスケットボール協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録手続きを行わなければならない。

(年会費)

第9条 本協会のチーム加盟料及びそのチームに所属する競技者の登録料は次のとおりとする。

〈チーム加盟料〉

単位：円

種別	日本協会	本協会	合計
一般	20,000	10,000	30,000
U18	8,000	4,000	12,000
U15	5,000	2,500	7,500
U12	2,000	1,000	3,000

〈競技者登録料〉

単位：円

種別	日本協会	本協会	合計
一般	2,000	1,000	3,000
U18	1,000	500	1,500
U15	1,000	500	1,500
U12 (10歳~12歳)	800	400	1,200
U12 (9歳以下)	0	400	400

2 各市町バスケットボール協会の加盟料は次のとおりとする。

単位：円

種別	日本協会	本協会	合計
各市町	0	10,000	10,000

(加盟チームの権利)

第10条 加盟チームは、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会又は四国バスケットボール協会が主催する競技会に参加すること。ただし、参加については、各競技要項の定めるところによる。

(加盟チームの義務)

第11条 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める登録料を納付すること。
- (2) 本協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会が定める諸規程を遵守すること。
- (3) 参加する競技会の要項等を遵守すること。

### 第3章 役員

(役員を選出)

**第12条** 役員は、定款第23号に基づき定める。

- 2 理事には、市町バスケットボール協会の推薦による者と各種連盟の推薦による者が含まれていなければならない。
- 3 前項の市町バスケットボール協会並びに各種連盟が推薦する理事は、原則として理事長または専務理事等、その協会の執行役員の職にある者とする。
- 4 会長及び副会長を除く役員は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長を除く役員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

#### 第4章 常務理事会

(構成)

**第13条** 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、副専務理事、常務理事で構成する。

(権限)

**第14条** 常務理事会は、本協会の日常業務のほか、理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる案件について、審議、決定する権限を有する。ただし、決定した事項は、緊急処理をした理由とともに、必ず理事会に報告しなければならない。

#### 第5章 専門委員会

(設置)

**第15条** 本協会の事業遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 規律委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 審判委員会
- (5) ユース育成委員会
- (6) 指導者養成委員会
- (7) 強化委員会
- (8) 障がい者スポーツ委員会

(組織及び委員)

**第16条** 各委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 各委員会の委員長は、本協会の役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。